

消費税・地方消費税の引上げと 軽減税率について

- 1 税率10%への引上げの際には低所得者層への配慮が必要
- 2 軽減税率については慎重に検討
- 3 論点及びメリット・デメリットの明示
- 4 地方税財政に与える影響への対応が必要
- 5 国と地方との協議が必要

平成26年8月29日

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井 隆一

1 税率10%への引上げの際には低所得者層への配慮が必要

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなか、国民が将来にわたって不安を感じることもないよう社会保障制度の構築とその安定財源の確保が必要です。
- このような現状を踏まえれば、消費税・地方消費税率について、国民生活や地方経済の実態などを勘案した上で、税率10%へのさらなる引上げを行うことが必要です。
- 消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」への十分な配慮が必要です。

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）」（抄）

Ⅱ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、国民生活や地方経済の実態について勘案した上で、税率10%へのさらなる引上げを行うことが必要であり、そのためには今後も着実に国・地方を通じて経済状況を好転させなければならぬ。

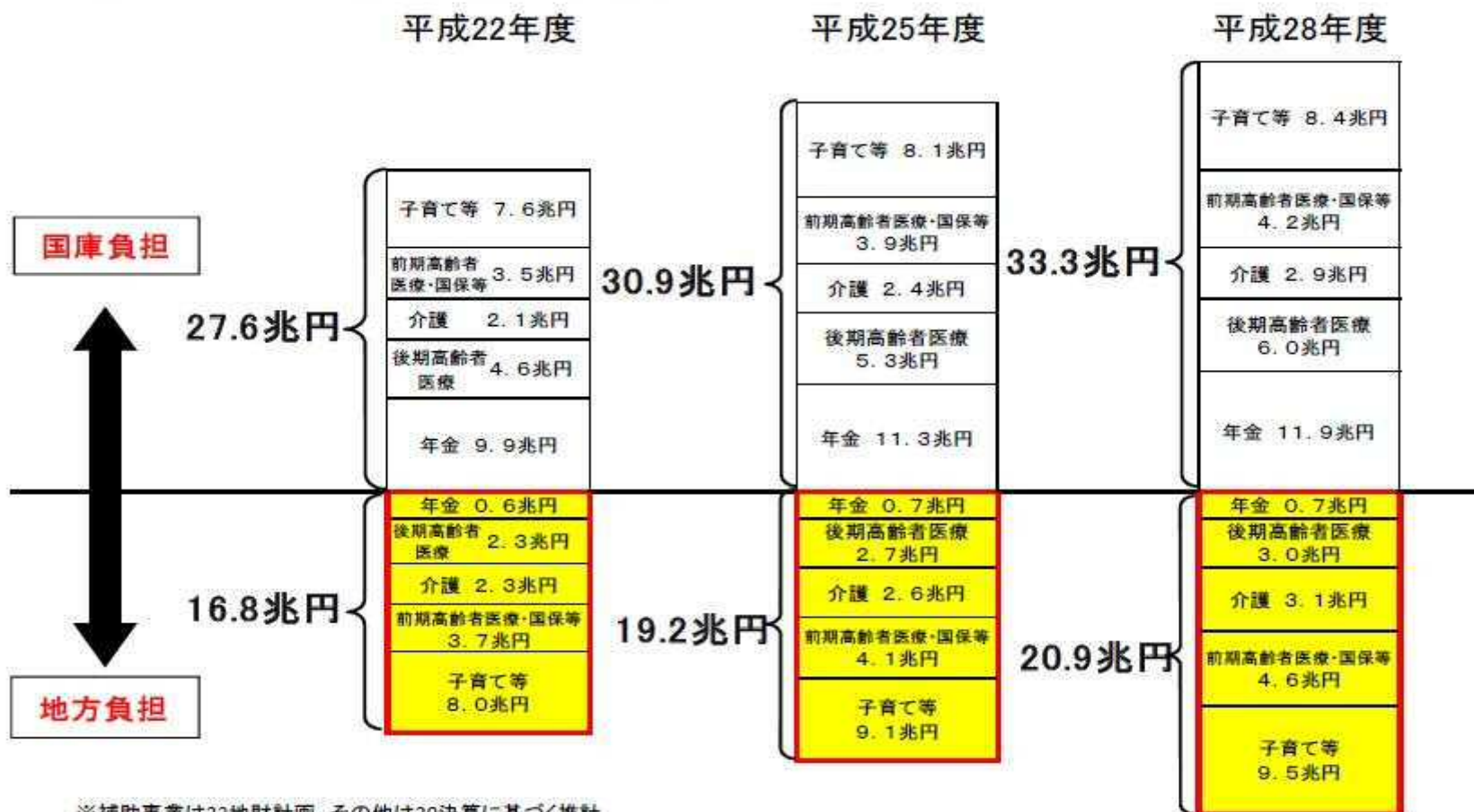
（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。

(参 考) 平成23年 2 月総務省資料

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約 1 兆円、地方費が約 0.7 兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

地方の徹底した行政改革

- 近年の地方歳出は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補っている状態です。
- 地域経済活性化・雇用対策や少子化対策、国土強靱化対策などの必要性が高まるなかで、従来のような地方歳出の削減は極めて困難な状況です。

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）」（抄）

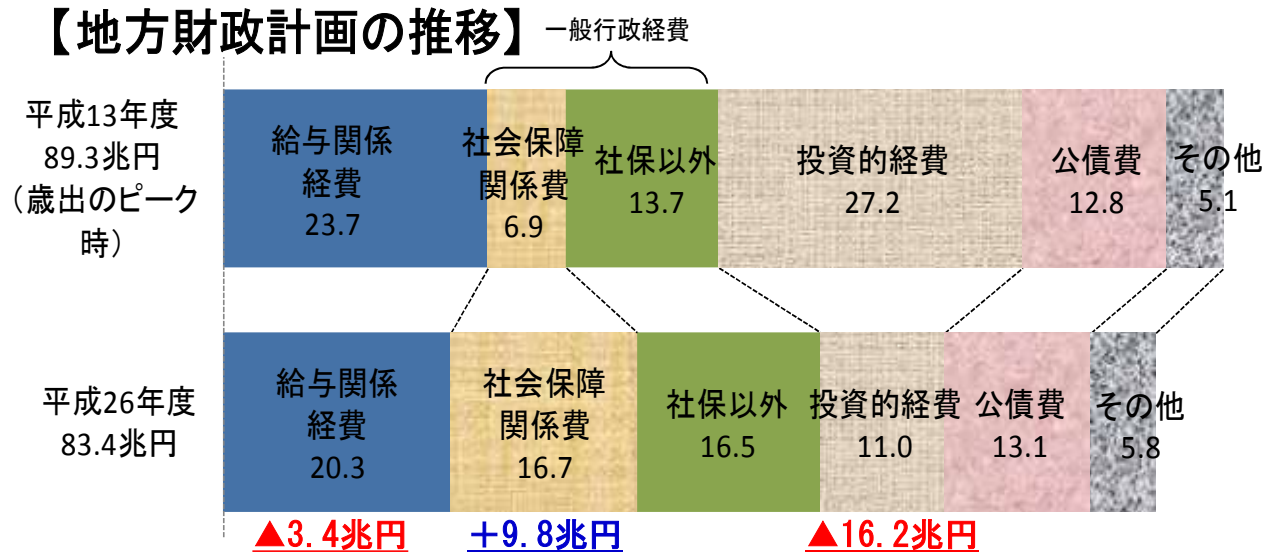
Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

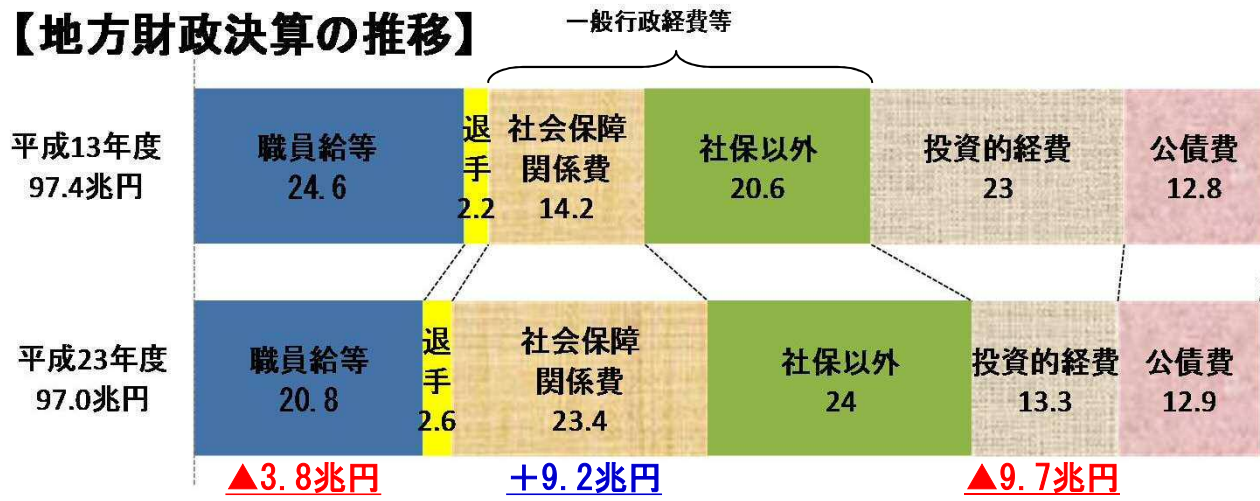
（略）国の基礎的財政収支対象経費は近年、社会保障関係費の増により増加傾向である一方、地方はほぼ横ばいとなっており、社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費の自主的な削減などにより対応してきたのが実情である。今後、少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係費がさらに増加し、加えて、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化対策の必要性が高まるなか、従来のような地方歳出の削減は極めて困難な状況にあり、このようなこれまでの地方の自主的な歳出削減努力を十分踏まえ、今後必要となる地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すべきである。

(参考) 地方財政計画 (H13~H26) ・ 地方財政決算 (H13~H23) の推移

社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

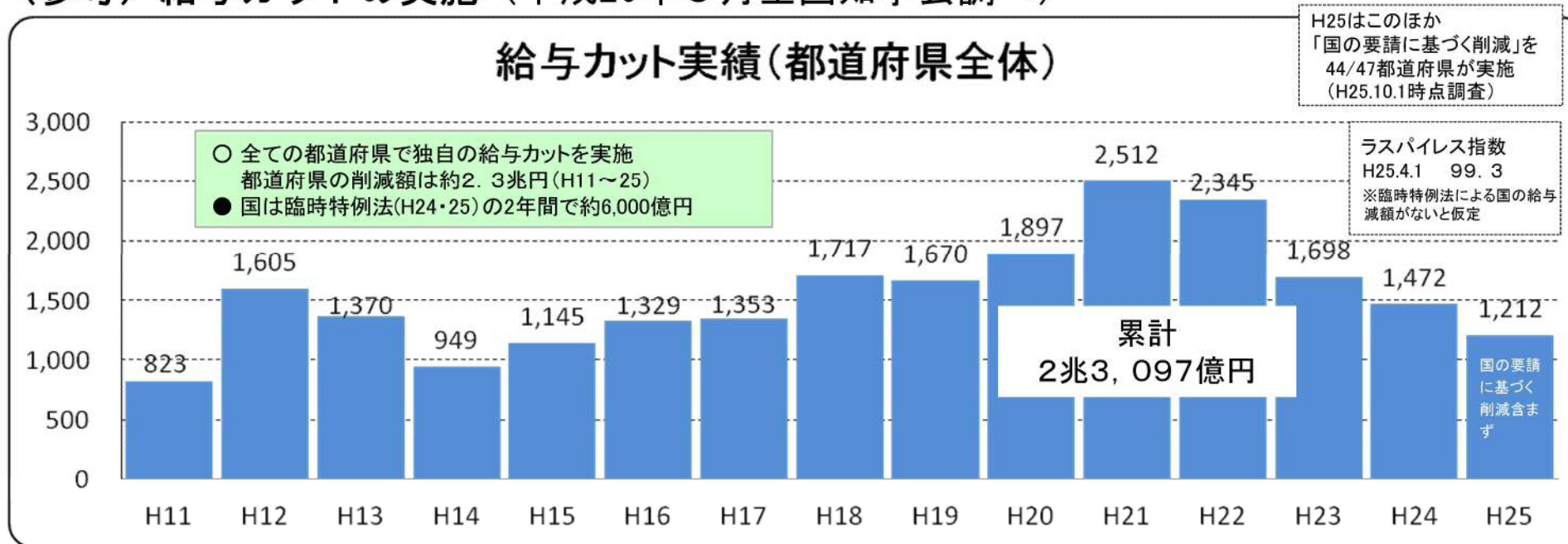


(注)内訳が公表されていない一般行政経費 (単独分) に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

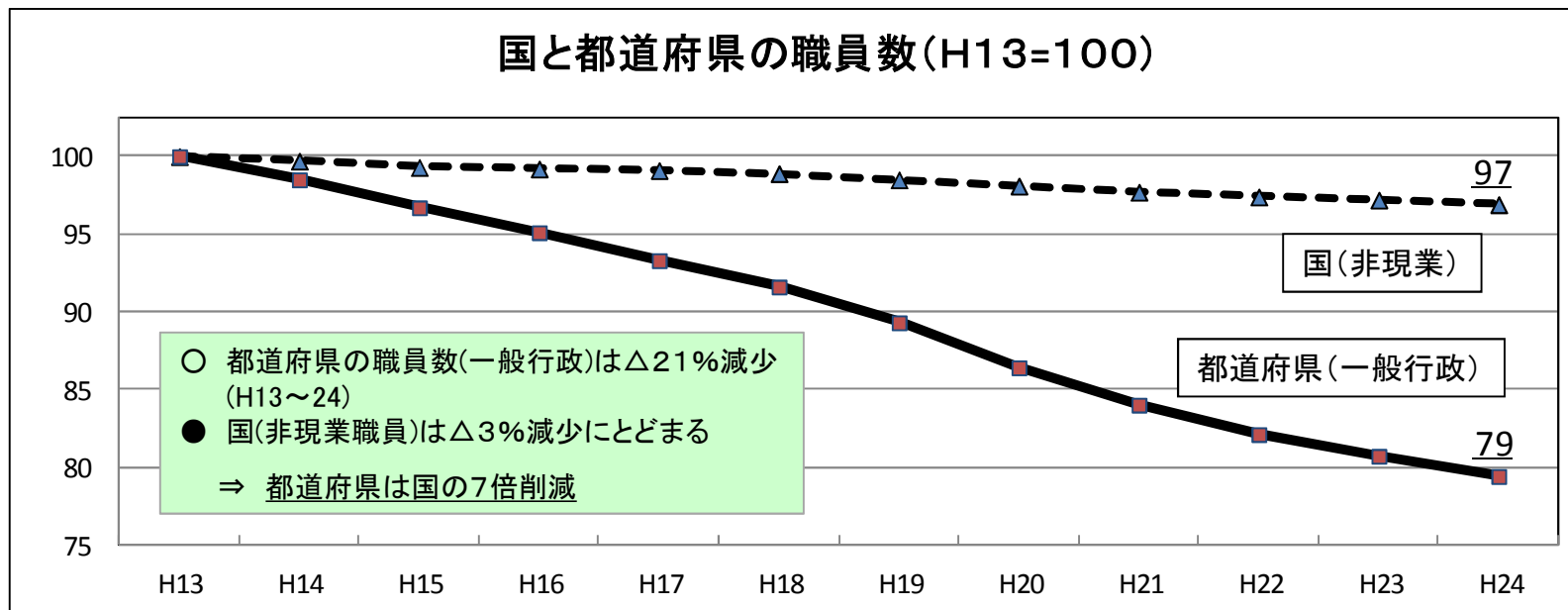


(注) 社会保障関係費は、一般行政経費 (単独分) 相当分 (乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み) を含む。

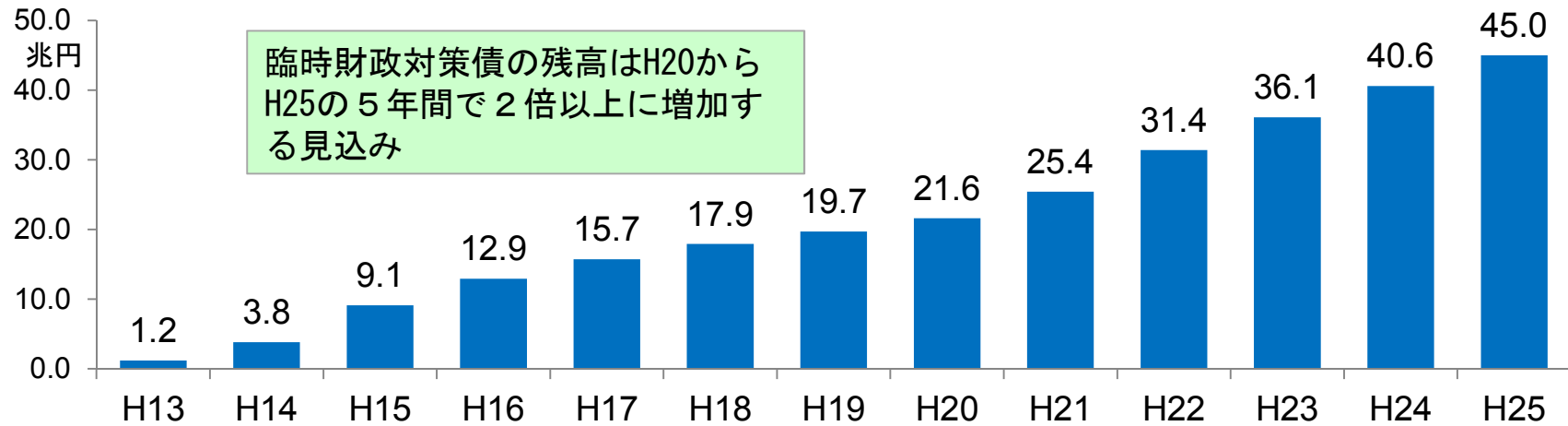
(参考) 給与カットの実施 (平成26年3月全国知事会調べ)



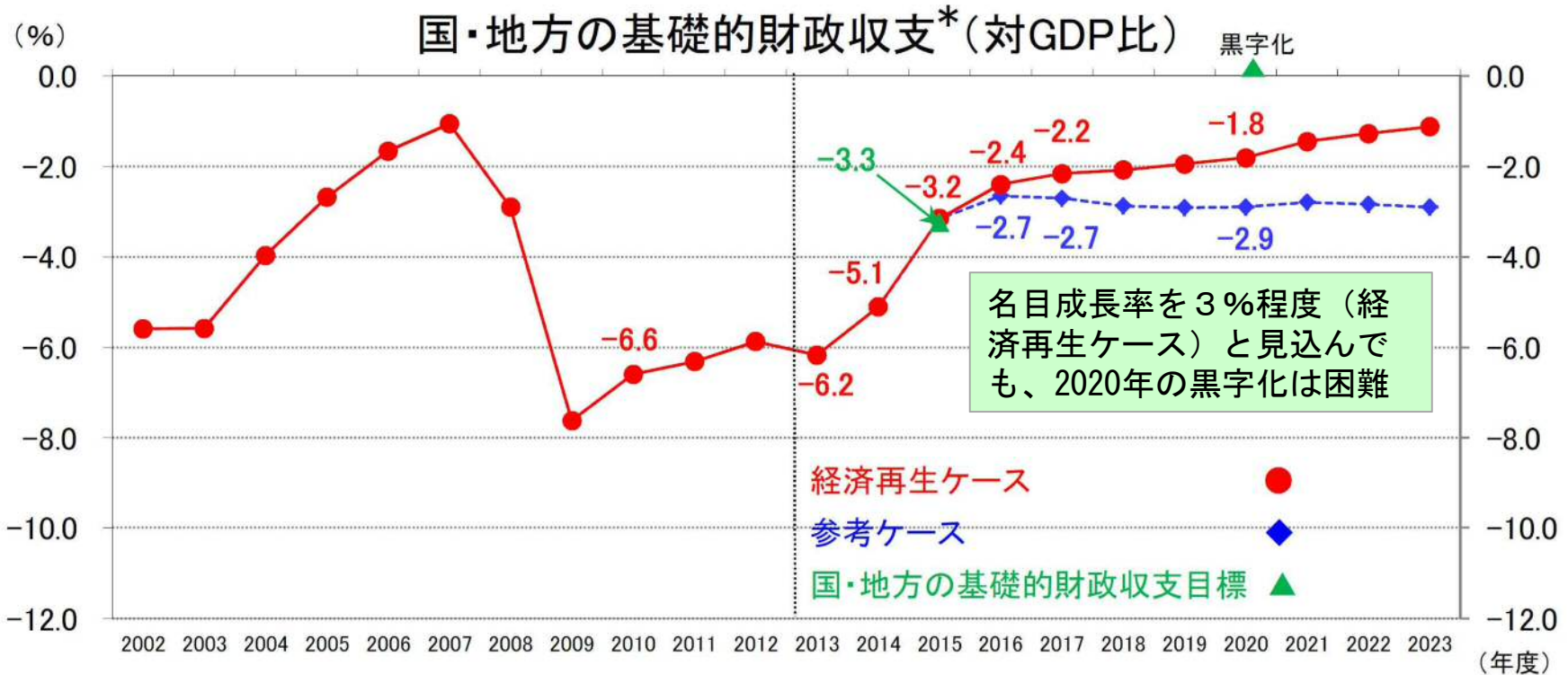
(参考) 職員数の削減 (全国知事会調べ)



(参考) 臨時財政対策債の累積残高 (単位：兆円)



(参考) 中長期の経済財政に関する試算 (H26. 7. 25経済財政諮問会議 内閣府資料より)



低所得者対策として考えられる施策

- 所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除」
- 食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入（その前提としての「インボイス方式」の導入）
- 「簡素な給付措置」（消費税・地方消費税8%への引上げ時に実施）

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）」（抄）

Ⅱ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革

（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率8%への引上げにあたって実施される簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

2 軽減税率については慎重に検討

○ 軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることから、導入時期は慎重に検討していただきたい。

➤ 対象品目の線引き

諸外国では、同じ品目であっても、店内飲食用と持ち帰り用で異なる税率が適用されている例があり、我が国にそのまま導入しても、国民や事業者に混乱を招かないか。

➤ 区分経理の方式

中小零細企業であっても対応可能な制度となるか。

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）」（抄）

Ⅱ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革

（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応










（略）軽減税率については、平成26年度与党税制改正大綱において、税率10%時に導入すること、そのため、制度導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得るとされ、先般6月には、与党税制協議会において、対象品目の線引き例と財源、区分経理など軽減税率制度導入のための課題と論点が示されたところである。

軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべき（略）

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
キャビア 	フォアグラ  トリュフ 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
マーガリン 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
普通のチョコレート 	板チョコ 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
カカオ含有量 50%以上のチョコレート製品 	カカオ含有量 50%未満のチョコレート製品 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

外食と食料品の違い


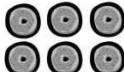
【イギリス】

標準税率 (20%)	軽減税率 (0%)	備考
フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 	デリカテッセンなどスーパーの惣菜 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
ハンバーガー(店内飲食用) 	ハンバーガー(持ち帰り用) 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備考
ドーナツ(5個以下) 	ドーナツ(6個以上) 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐに食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

3 論点及びメリット・デメリットの明示

- 「給付付き税額控除」等の緩和措置の導入、軽減税率の導入、その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討する必要があります。

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月16日）」（抄）

Ⅱ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革

（1）低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税・地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率8%への引上げにあたって実施される簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

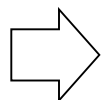
4 地方税財政に与える影響への対応が必要

- 実際に軽減税率を導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じていただきたい。

(参考) 税率10%での軽減税率導入による税収への影響<試算>

【試算条件】

- ・ 消費税 1%相当 : 2.8兆円
- ・ 軽減対象 : 全ての飲食料品
(1%あたり減収額6,600億円)
- ・ 軽減税率 : 8%と仮定



【試算結果】

- ・ 消費税+地方消費税で約1.3兆円の減収
- ・ うち地方分(地方消費税+交付税法定率分)は0.5兆円の減収

◆全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言(平成26年7月16日)」(抄)

Ⅱ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革

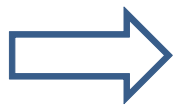
(1) 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

(参考) 税率10%での軽減税率導入による税収への影響<試算イメージ>

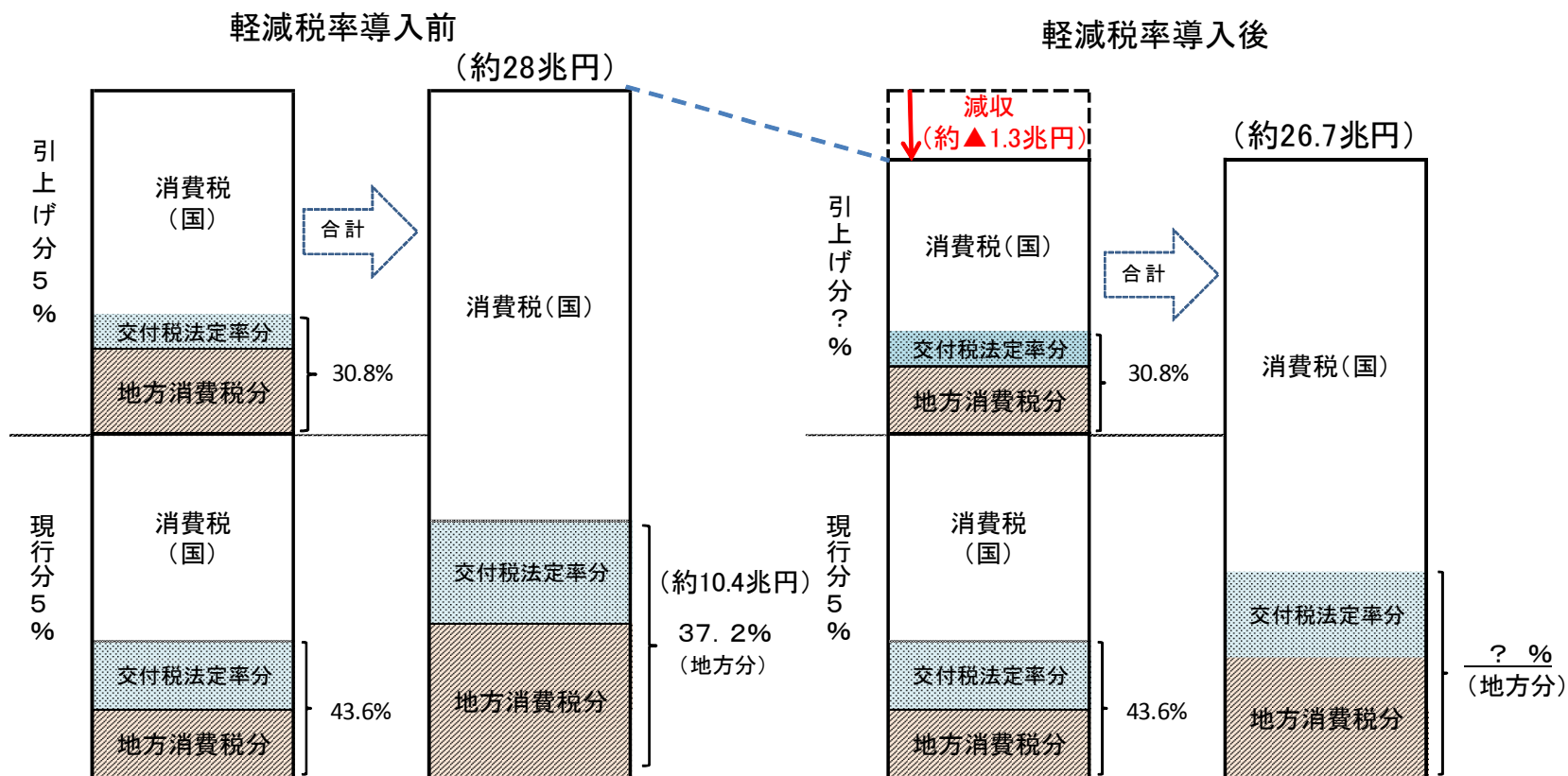
【影響額試算:条件】

- ・消費税込1%相当:約2.8兆円
- ・軽減対象:全ての飲食料品
(1%あたり減収額6,600億円)
- ・軽減税率:8%



【試算結果】

- 消費税+地方消費税で約▲1.3兆円の減収
- うち地方分(地方消費税+交付税法定率分)は37.2%のままの場合▲0.5兆円の減収(約10.4兆円→約9.9兆円)
⇒ 地方分総額(約10.4兆円)を確保する場合には地方分37.2%→39.0%への引上げが必要



※ 軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

5 国と地方との協議が必要

国と地方の協議の場に関する法律（抜粋）

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体の役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



- 軽減税率の導入は地方財政に多大な影響を与えることから、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方団体の意見を十分踏まえていただきたい。